

平成十五年総務省令第七十一号

特許印紙の売りさばきに関する省令
印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第百四十二号）第三条第二項の規定に基づき、特許印紙の売りさばきに関する省令を次のように定める。

（委託契約書の作成）

第一条 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（以下「法」という。）第三条第一項の規定による特許印紙（以下「印紙」という。）の売りさばきに関する事務の委託は、あらかじめ、經濟産業大臣（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）と日本郵便株式会社の代表者（その委任を受けた者を含む。以下「会社の代表者」という。）の間で、委託契約書を作成して行うものとする。

第二条 会社の代表者は、前項の規定により委託契約書を作成した場合には、速やかに、その写しを総務大臣に提出しなければならない。これを変更したときも同様とする。

（印紙の交付）

第三条 経済産業大臣は、前条第一項の委託契約に係る印紙の種類、数量その他必要な事項を記載した交付書を添えて会社の代表者に交付するものとする。

（印紙の受領書の提出）

第四条 会社の代表者は、前条の規定により印紙の交付を受けたときは、直ちに、当該印紙の種類、数量その他必要な事項を記載した受領書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（印紙の管理方法）

第五条 会社の代表者は、第二条の規定により経済産業大臣から交付を受けた印紙について、必要な帳簿を備え、善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

（印紙代金の納付等）

第六条 会社の代表者は、印紙を売りさばいた日（郵便切手類販売所等に関する法律（昭和二十四年法律第九十一号）第三条に規定する販売者等（以下「販売者等」という。）が同法第四条第二項の規定により会社から印紙を買取った日及び簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第四条第一項に規定する受託者（以下「受託者」という。）が同法第十条の規定により適用される郵便手類販売所等に関する法律第四条第二項の規定により会社から印紙を買取受けた日を含む。）の属する月の翌々月の末日まで、次に掲げる月の規定により受託契約書の作成）

で、經濟産業大臣に対して印紙の売りさばき金額及び次に掲げる売りさばきに関する事務の取扱いに要する経費を記載した報告書を提出するとともに、当該売りさばきに係る事務の取扱いに要する経費を控除した金額に相当する金額（以下「納付金額」という。）を特許特別会計に納付しなければならない。

（印紙の金額）

一 会社の代表者が売りさばいた印紙の金額の

百分の三・三に相当する金額

二 会社の代表者が印紙の売りさばきに関する業務の委託をやめた販売者等、受託者又はこれら者の相続人のそれぞれから買い戻したもののが印紙に表された金額（買い戻しに係るものがあるときは、その合計額）の百分の九

十九に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）の

合計額

三 会社の代表者は、納付金額を納付する場合は、歳入徴収官事務規程（昭和二十七年大蔵省令第一百四十一号）の別紙第四号の十一書式の納付書により納付しなければならない。

四 会社の代表者は、次に掲げる印紙について毎月分を取りまとめの上、經濟産業大臣に当該印紙の種類、数量その他必要な事項を記載した書面により処分の申請を行い、經濟産業大臣から不用決定通知があつたときは、遅滞なく、裁断その他確実に処分できると認められる方法により処分しなければならない。ただし、第二号に掲げる印紙については、再使用のおそれがないようあらかじめ消印等をするものとする。

五 会社の代表者が故意又は重大な過失によらないで損傷したと認めた印紙

六 会社の代表者が印紙の売りさばきに関する事務の委託をやめた販売者等、受託者又はこれらの者の相続人から買取戻した印紙のうち、シート状でない印紙

七 会社の代表者が経年変化により売りさばきに適しないと認めた印紙

八 会社の代表者が印紙を買取受けた日

九 会社の代表者が印紙を買取受けた日

十 会社の代表者が印紙を買取受けた日

十一 会社の代表者が印紙を買取受けた日

十二 会社の代表者が印紙を買取受けた日

十三 会社の代表者が印紙を買取受けた日

十四 会社の代表者が印紙を買取受けた日

十五 会社の代表者が印紙を買取受けた日

十六 会社の代表者が印紙を買取受けた日

十七 会社の代表者が印紙を買取受けた日

十八 会社の代表者が印紙を買取受けた日

十九 会社の代表者が印紙を買取受けた日

二十 会社の代表者が印紙を買取受けた日

二十一 会社の代表者が印紙を買取受けた日

二十二 会社の代表者が印紙を買取受けた日

二十三 会社の代表者が印紙を買取受けた日

二十四 会社の代表者が印紙を買取受けた日

二十五 会社の代表者が印紙を買取受けた日

二十六 会社の代表者が印紙を買取受けた日

二十七 会社の代表者が印紙を買取受けた日

二十八 会社の代表者が印紙を買取受けた日

二十九 会社の代表者が印紙を買取受けた日

三十 会社の代表者が印紙を買取受けた日

三十一 会社の代表者が印紙を買取受けた日

三十二 会社の代表者が印紙を買取受けた日

三十三 会社の代表者が印紙を買取受けた日

類、数量その他の必要な事項を記載した書面により総務大臣を経由して經濟産業大臣に報告し、必要な指示を求めなければならない。

（指示等）

一 故意又は重大な過失により損傷したとき。

二 亡失したとき。

三 故意又は重大な過失により損傷したとき。

四 亡失したとき。

五 亡失したとき。

六 亡失したとき。

七 亡失したとき。

八 亡失したとき。

九 亡失したとき。

十 亡失したとき。

十一 亡失したとき。

十二 亡失したとき。

十三 亡失したとき。

十四 亡失したとき。

十五 亡失したとき。

十六 亡失したとき。

十七 亡失したとき。

十八 亡失したとき。

十九 亡失したとき。

二十 亡失したとき。

二十一 亡失したとき。

二十二 亡失したとき。

二十三 亡失したとき。

二十四 亡失したとき。

二十五 亡失したとき。

二十六 亡失したとき。

二十七 亡失したとき。

二十八 亡失したとき。

二十九 亡失したとき。

三十 亡失したとき。

三十一 亡失したとき。

三十二 亡失したとき。

三十三 亡失したとき。

（施行期日）

（第七十八条）抄

第一条 この省令は、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第三十号以下「平成二十四年改正法」という。）の施行の日（平成二十四年十月一日）から施行する。

附 則（平成二十五年一二月二〇日総務省令第一七号）抄

（施行期日）

（第八十条）抄

第一条 この省令は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）の施行の日（平成二十四年四月一日）以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（令和元年九月三〇日総務省令第三号）抄

（施行期日）

（第八十二条）抄

第一条 この省令は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費

税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）の施行の日（平成二十四年四月一日）以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（令和元年九月三〇日総務省令第三号）抄

（施行期日）

（第八十三条）抄

第一条 この省令は、社会保障の安定財源の確保

等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費

税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）の施行の日（平成二十四年四月一日）以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（令和元年九月三〇日総務省令第三号）抄

（施行期日）

（第八十四条）抄

第一条 この省令は、社会保障の安定財源の確保

等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費

税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）の施行の日（平成二十四年四月一日）以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（令和元年九月三〇日総務省令第三号）抄

（施行期日）

（第八十五条）抄

第一条 この省令は、社会保障の安定財源の確保

等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費

税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）の施行の日（平成二十四年四月一日）以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（令和元年九月三〇日総務省令第三号）抄

（施行期日）

（第八十六条）抄

第一条 この省令は、郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）の施行の日（平成十九年十月一日）から施行する。